

28環総政第447号
平成28年7月15日

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）」（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
馬事公苑

3 対象事業の所在地

東京都世田谷区上用賀一丁目

第2 意見

【総括意見】

- 1 計画地は、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療施設等の環境上配慮すべき施設に囲まれた立地であり、本事業に対し周辺の道路幅が十分でない箇所も見受けられる。このことから、本事業の実施に当たっては、施工方法、使用する建設機械の種類及び台数、工事用車両の各走行ルートにおける台数、環境保全のための措置等について十分に検討し、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めること。
- 2 本事業では、解体工事及び建築・土木工事が実施されることから、解体施設、保全施設及び新築施設の対象や範囲等について明らかにした上で、適切に予測・評価を行うこと。

【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】

（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）

緑化計画について、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うとしていくことから、現況からの変更内容を明らかにするとともに適切に予測・評価すること。

【生活環境（騒音・振動）】

（騒音・振動）

計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の遵守、急発進・急加速の防止等を適切に実施するなど、道路交通騒音の低減に努めること。

【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】

（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通）

大会開催中における関連車両等の走行に伴い、計画地周辺を走行する路線バスの運行への影響や歩行者等の安全への影響、周辺道路の交通渋滞等が懸念されることから、予測・評価に当たっては、大会開催中の輸送計画を踏まえ、適切に行うこと。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。